

1,000件前後となっている。ただし、事件数そのものの減少よりもさらに重要なのは、長期滞留事件がコンスタントに多くなって定着していることである。端的には初審地労委の事件一件あたりの処理日数に現れており、1960年代まではだいたい100日で処理していたのが、1971年には500日を超え、一番長期になった1998年には1,877日、つまり、一件の事件を処理するのに平均5年もかかるようになった。その後幸いにして、現在では1,000日前後に短縮しているがそれでも依然として相当なスローペースである。

3 労働委員会の機能、存在意義の低下

短くなったといっても、裁判所に比べると非常に長く、手続きの迅速性という点では裁判所と労働委員会の機能の逆転現象が起きているのではないかと考えられる。この逆転現象の第1は民事労働裁判事件が急激に増加したことにある。長く民事労働裁判事件は1,000件前後で推移していたものが、1992年にはおよそ3,000件となっている。労働委員会の事件数が4分の1になってきたのに対して、裁判所で取り扱う件数が3倍になっている。

もっと重要なことは、民事労働裁判事件の処理日数が着実に短くなり、労働委員会の処理日数より短くなっているということである。2005年で平均審理日数が300日程度であり、労働委員会の4分の1か3分の1というところである。

これは、労働事件に限らずより一般的に日本では裁判所が近づきたいものとされ、行けば時間がかかることから裁判所に行かなかったものが、労働事件に関しては、本来民事裁判よりも簡易・迅速・低廉な処理を趣旨としていた労働委員会のコストパフォーマンスが低下しており、裁判の方が労委よりも迅速になり、労働委員会の存在意義を問われる状況となっている。

労働委員会制度50周年記念講演で石川先生も、このことに関わり危機感を意識されて話をされていたが、私の感覚では、労働委員会の存在感が低下したのは1980年代のころからではないかと感じている。件数の減少の上に審理の遅延、遅延の恒常化による労働委員会の士気の低下があったのではないかと。このころから、労働委員会関係者による会議で審査の遅延などが繰り返し議題とされてきたが、結局長期滞留事件が増加することになった。

この労働委員会制度の凋落ともいえる現象は、実は労働委員会に責任があるわけではなく、労働運動の凋落にともなって集団的労使関係が凋落したことと関係がある。これは世界的潮流であるが、アメリカと日本で特にその傾向が強いのは皮肉な事実である。団結権、団体交渉権、団体行動権を認め、法的救済として労働委員会制度を設けたアメリカと日本において、労働組合の組織率、政治的及び社会的影響力、プレステージ、存在意義が最も凋落したのは非常に重要な点である。

審査の遅延を重大視し、審査の促進について真剣に考えてこられた方もいることは事実だが、しかし、基本的に集団的紛争である限り、審査促進について真剣に利害関係を持つ人は実はあまりいなかったのではないかと。もっと言うと労働運動の一環として審査事件に係属していることについて、強い利害関係が働いていたことも否定できない。この反対に民事裁判の審理の促進が、ここ10年めざましいのは、裁判所、労使双方の弁護士を含めた裁判所関係者において危機意識が労働委員会関係者の危機意識の希薄さと比較してあまりにも対照的であるからではないかと感じている。

4 労使紛争処理制度論から見た労働委員会

労働委員会と裁判所の役割の逆転は、労使関係の凋落と労働裁判関係者の意識の変化によるものと言ったが、より基本的な原因としては、紛争処理制度論で考えると、ある程度理解ができ